

議第85号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項本文及び第2項本文並びに第10条第2項中「第3条第1項第1号」の右に「(アを除く。)」を加える。

第12条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第12条の2第1項第2号中「(充電設備及びその付属機器を収納する容器をいう。)」を削り、同項第4号中「水」を「筐体は、水」に改める。

第13条第4項各号列記以外の部分中「第3条第1項第1号」の右に「(アを除く。)」を加える。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年5月31日消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止

措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物との間に3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第56条第17号中「蓄電池設備」の右に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1^{ちゆう} 厨房設備の項中

			据置型レンジ	入力が21キロワット以下のもの	80	0		0	を	
			据置型レンジ	入力が21キロワット以下のもの	80	0		0		
固体燃料	不燃以外	木炭をともす燃料とするもの	炭 火 焼 き 器				100	50	50	に
	不燃						80	30		

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第9条の3、第10条及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(蓄電池設備に関する経過措置)

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の京都市火災予防条例(以下「改正後の条例」という。)第14条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項の適用を受けるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池

発電設備等のうち、改正後の条例第12条第1項第4号（改正後の条例第9条の3第1項及び第2項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置されている蓄電池設備（改正後の条例第14条第1項に規定する蓄電池設備をいい、次項の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）又は現に設置の工事中である蓄電池設備のうち、改正後の条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準等を整備する等の必要があるので提案する。